

平家灌頂

平家灌頂

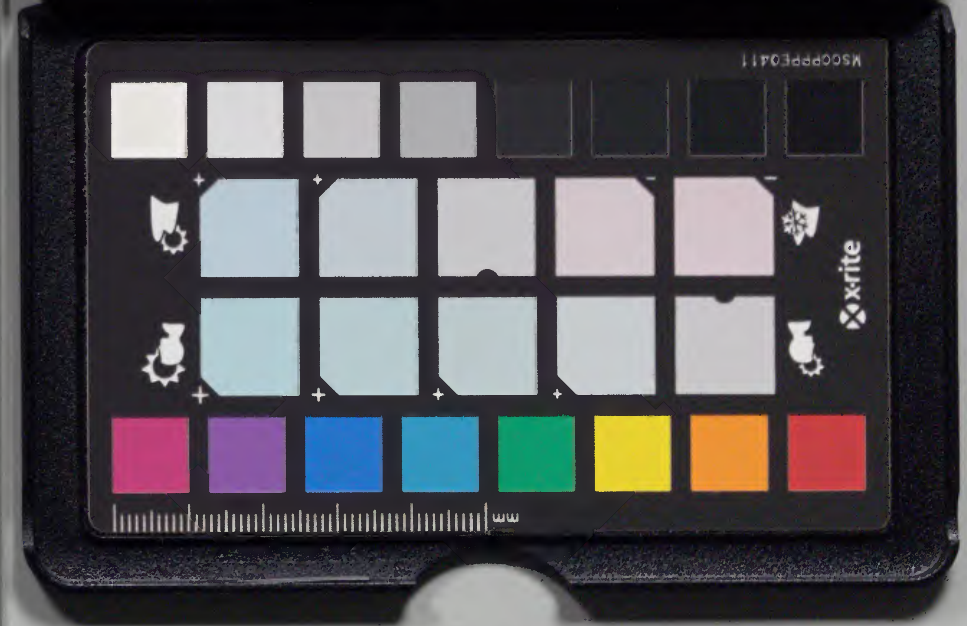
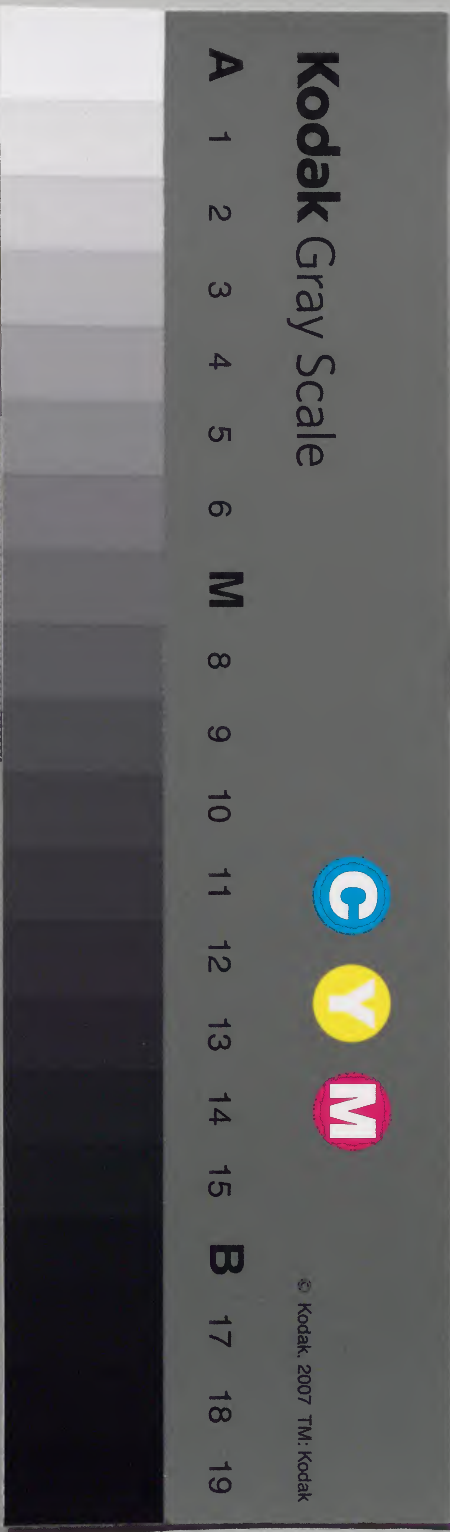
一

和書門
八六三六
一冊
函架冊類

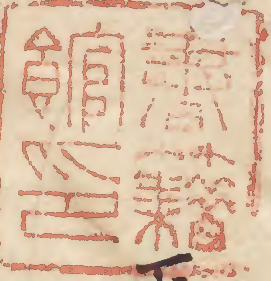
161
和書
二八六三六
一冊
函架冊類
(一冊)

内閣文庫	
番號	和 28636
冊數	12 (1)
函號	203 161

203-161



平家卷一



祇園精舍

鱸

我身榮華

二代后

清水炎上

殿下乘合

鶴河軍

御輿振



和學講談所

淺草文庫

殿上圖討

清盛出家

祇王祇女

額打論

御即位沙汰

鹿谷謀叛

後二条関白立願

内裏炎上

平家物語美事一

祇園精舎

さよと人精舎の鐘の聲 諸行無常の響音あり

沙羅双樹の花の色 或者必棄れ理ともあらずお

こころのしひきりかきとち春の夜の夢はさかす猛

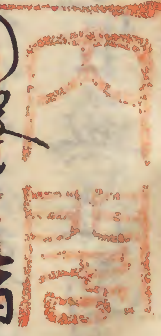
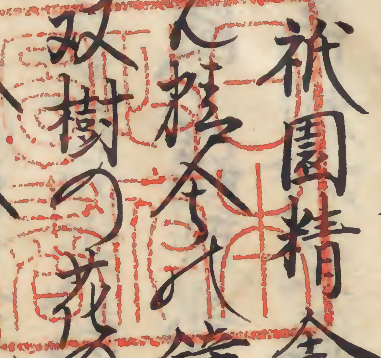
きのつし終よの滅又偏よ風前の塵よわらぬ

く異朝とさよくハ秦趙高漢王莽梁周伊唐

祿山さひくハれ 舊高主先皇の政おもさるるすは

とととまのあ諫とおもひいさす天下のさかすん

事とさよとさよく民間のさかすんさかすん



平家物語美事一

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

さひまひひさしりしりくそし者こもやちる本
朝を窺ひ兼平将門天慶純交康和義親平治
信頼奢むる心も猛りももれりくよよりあ
りしともゆせりく六波羅の入道前太政大臣平
朝臣清盛公とゆりし人つ在様傳へ兼平の心も詞
もあよひし其先祖とたつぬきは桓武天皇事五
の皇子一品式部卿苜原親王九代の後胤讚岐
守正盛の孫刑部卿忠盛朝臣の嫡男也彼親王の
御子高視の王無官無位りくやそそたすしめ
その御子高望の王のとそそりく平の姓とゆ

上総今よあり流ひりり忽よ王代と出て人臣よ
けりもる其子鎮守府將軍義茂後よ八国香と
あつたし国香より心盛よわゆるまへ六代を諸国
の受領よりくとも殿上の仙籍とひきまひり
もよの然ふも忠盛のまへ備前守より時鳥羽
院の御願得長壽院と造進して三十三間の
御堂とたて二千一體の御佛ともしたてかゝる
供養ハる天養元年三月十三日也勸賞よ八国国
可給由とちりやくいさかおりし但馬ゆたあき
りしゆと法多り上皇御感のあまりよ内の昇殿

とゆるさば忠誠三十六めく始て昇殿しく申の
上人とてを嫉く同のひの十月廿三日五節豊明
の節會に於て忠誠を圖討よせんといふ被擬ぐる忠
誠といふ傳に於て右筆の力もあつても武勇
此家よしはいふまゝ不慮の恥もあつても家此
たうちうらうちも所詮身を全く君よ侍と
し本文ありとて兼て用意とてし平内のも
りより大なる鞠美と用意とて東若此とて志
けりもけりよけり火のあつてもいひてや
いひて可といひ出づ嶺よいひあつてもいひて水

とていふ様ありて久しき諸人目とてしましけり
人忠誠の節僮とて一門より木工助平貞光の
孫進の三節大夫家房の子衣兵衛尉家貞といふ
者ありたり薄青のつらきあつて下山前黄威の
腹美と著弦袋つひくる太刀とていふとせん
殿上の小庭よけりよけり候ふる貫首以下あ
やといふとて空蒲柱より鈴の縄も邊も希
衣のものを候へ何ものぞ狼籍也罷出ると六位
とていふとてせしきとて家貞やけり相傳の主
備前のかつものぞに於て圖討よせんといふとて由

諸季仲卿といふ人ありたりありよ名の黒より多し
入る人黒帥といふ人あり其人のまじり蔵人頭あり
こい五節よまのしほまなまのし拍子といふあり
黒くくありといふありあり人の漆塗えんとえん
やまのり又華山院前大政大臣忠雅公のまじり十歳
とせし時父中納言忠宗卿よとせし冷ひく孤よ
ておりの所と故中御門藤中納言家成卿のまじり
播磨守ありといは智よ執花やといふとせしまじり
まなまのし五節よ播磨守ありといふとせしまじり
まきとと入るくといふとせしまじり上吉よまのし
ありといふと事といふと未代といふとありといふと

ありといふと事といふと未代といふとありといふと
つらといふと事といふと未代といふとありといふと
殿上人一同といふと事といふと未代といふとありといふと
し列し兵杖し給へ宮中と出入しるるは皆格式禮
と守り給命有由先規や然と忠威朝臣或相傳
の鳥従と号し布衣の兵と殿上の小庭よめり
昼或腰の刀と横へさしるる會の座よ列し兩条
希代未聞粮籍と事既重疊せし罪科尤難
道早く御札しけしとく関官停任せし由
各訥にやまのし上皇大よ驚といふとありといふと忠威

とらむ御尋あり陳申す先帝從小庭
祠候の由全覚扱つまつもたれ此日へ
ちかむる子細あるのあひいひの家人事と
はくまくりのよやく其恥とたもとえんたの
よきもよやく竊り糸候の糸ちつあはれ
ありやう其咎あるくかのもどうき
まいつふ刀事主殿司の預直畢と
といはき刀の實否よつけくさうあはれ
やまかりもとしとる七とくさの刀と召さ
毀見あまは上靴巻のころく塗る中木か

小銀薄とく貼る所當座の恥辱と
為る刀と著しる由雖頭後日の訶詔と存知
て木刀と帯とる用意の程と神め
り携りたんと策の尤角とあはれ
又帝從小庭の祠候の糸且武士の高等以習也
忠感の咎もあはれ却て辱感の預成上
罪科の沙汰もふりたり其子共と諸衛依り
昇殿せよ殿上の交と人嫌よむらす其比忠
或備前の子より都のつりたり鳥羽院明
石浦とみく御尋あり

あつ响の月と明友浦風は波つらりもつた
と申すらんは御感ありきと云ふ事と云ふ金葉集と
り入らざる忠感又仙洞は最愛の女房と云ふ
かゝるは或時其女房は局は妻は月出りたる
扇と長ひく被出さし片邊の女房達是は何く
より月敷るや出さぬ無資束と笑あつらんは彼
女房

雲井よりたどりまは月もみし時けえは
と讀らるははいつく不浅く被思ふは薩守忠教の
母是也似と云ふやの風情は忠感もしつらんは

の女房し優あつたり角く忠感刑部婦は成之
仁平三年正月十五日歳五十八と云ふは清國嫡
男たるはよと云ふの迹と繼

鱸

保元二年七月は宇治の左府せと亂治の時安藝
守とて御方少く勲功ありは播磨守は成之同
三は太宰大貳はよと云ふ次平治元年十月信賴婦
謀叛の時御方少く賊徒を討平く勲功一ありは
恩賞是可重と云ふ次の年正月三位は被叙打續は
宰相衛府督檢非違使別當中納言大納言小歴上

て判^年美相の位に至る左右と歴^年と^年内大臣より
太政大臣從二位より上^年大將はあ^年兵杖を^年
く隨身と召具と牛車輦車^年の宣旨と受^年
乍乘^年宮中と出入と偏^年執政の臣の如^年太政大
臣一人は師範と^年四海よ^年けり^年治^年國論道
陰陽とや^年け^年お^年い^年し其人よ^年あ^年と^年郎^年閑と^年
つ^年さ^年し^年郎^年閑の官と^年名^年付^年たり其人あ^年て^年可
汚官あ^年は^年と^年一天四海と^年掌^年の中^年小^年被^年握^年と^年
不及子細平家加^年様^年り^年繁^年昌^年せ^年り^年熊野の
権現の御利生と^年聞^年え^年其故は清盛公い^年ま^年い^年安

藝守たり^年時伊勢の浦より舟^年少^年く熊野へ被^年参
ふ^年大^年ある鱸の舟^年躍^年入^年り^年舟^年少^年く先達申^年け
ば^年是^年は^年権現の御利生と^年急^年こ^年ま^年り^年と^年も^年久^年か
清盛此の^年お^年ひ^年か^年ぶ^年昔^年周^年の武王の舟^年あ^年り^年白魚
躍^年入^年り^年舟^年少^年く是^年は^年吉事あ^年り^年と^年い^年は^年十^年戒^年と^年持
く^年精進^年潔齋^年の道^年あ^年り^年と^年調^年味^年と^年く^年家^年子^年郎^年
僮^年と^年い^年ふ^年と^年せ^年り^年多^年り^年其故^年も^年吉^年事^年而^年已^年打^年續^年く
太政大臣^年ま^年て^年き^年こ^年り^年治^年つ^年り^年子^年孫^年の官^年途^年龍^年の
雲^年よ^年上^年下^年り^年猶^年と^年や^年也^年九^年代^年の先^年蹤^年と^年も^年た^年ま^年ふ
ち^年り^年目^年出^年る^年

清盛出家

角て清盛公仁安三年十一月十一日歳五十一お病
被侵存命の為よ忽し出家入道と法名ハ淨海
と名乗るも其驗也宿病立癒よ愈て天命
を全しへの順付事吹風の草木を靡くも其
普く仰事降雨の国土を潤むなり

我身榮花

六波羅殿の御一家の君達としひてさハ華族
榮耀し向と迎肩とあふる人おさして入道相
國のこまると平大納言時忠綿の宣ふ所此一門

よあつるばくを皆人非人ともてをばしやんか
りりさつらつる人も相揃くらのゆりよ結さ
むくさつる衣文のつこや鳥帽子のたけ様
より始く何まも六波羅としひてさハ一天四海
ハ人皆是と学ふ又如何も賢王賢主御政
攝政関白の御成敗おとせよあまはさくる徒
者もこの人志不剛處て何とあつ詐傾申度
を常のさつらつらと此禅門世盛の祀ハ聊
忽おと申者あり其故ハ入道相國の策三十四五
六の童部と三百人逃て髪と禿よ截まの赤

直垂と著て被召仕ケルカ京中ニ充満て往及
り自平家事悪様よ申者あまた一人出
さぬ程もあつた餘黨も觸廻さく其家乱
入一資財雜具と追捕一刺其奴ヲ搦捕て六波
羅へつゝ糸るさし目よ見心よ知しと詞
顯とく申者あつ六波羅殿の禿とつひて一の道
過馬車より通つ禁門とてとつと
姓名と不及被尋京師の長吏是を為よ目と側
見へり吾身榮花と究ぶの事も一門共
り繁昌とく嫡子重盛内大臣大將次男宗盛中

納言右大將三男具或三位中將嫡孫維盛弼四位
少將都く一門の公卿十六人殿上人三十餘人諸国
の受領衛府諸司都合六十餘人也世よは又人無
被見く昔奈良御門の御時神龜五年朝
家よ中衛の大將と始り被置大同の乙中衛
近衛とあつたより以降兄弟左右よ相並
事僅よ三四ケ度也文徳天皇の御時左良房
左大臣左大將右良相大納言右大將是、関院左大臣
冬嗣の御子也朱雀院の御子よは左實賴小
野宮殿右師輔九条殿貞仁公の御子也後冷泉

院の御時と友よ教通大ニ條殿右よ頼宗堀河
殿御堂の関白の御子也ニ条院の御宇よは友
基房松殿右よ兼實月輪殿法性寺殿の御子
也是皆攝祿の臣の御子息凡人よ取てハ無其
例殿上の交とよよさうの御子孫よて禁色
雜袍とよし綾羅錦練とよも小御の大臣の大将
小御の兄弟左右とよあはの御事末代とよハ
あふ不思議とより事とよ也其外御娘八人あ
ちいれちりくよ幸治とよ一人を櫻町中納言重教
卿のおととよあふおとすの御子ハ八歳の時約束

かりあふ平治のさし以後ハさちりし花山院乃
左大臣殿の御臺盤所よと也治ひく君達あ
ちいれちりく抑此重教卿と櫻町中納言が
ふ事ハとよ心とよ治つる人よて常ハ吉野
の山とよハ町よ櫻とよ載とよかの下らよ屋と立
く住治ひくハ末代とよの春とより見成念と
まらとよちハ桜とよさつとよ七ケ日よとよと
且とよあまの御神よつりよとよ三
七日とよハあふとよ君も賢王よてとよ
神も神徳とよやとよ花とよちりつとよあふとよハ廿日

の齡と保多り一人を后よむ也たまた王子御誕
生あり皇太后あり立ちあはるるを治ひの院号
かあむしと治ひく建禮門院とちり入道相
国の御娘とるる天子の國母とあり内侍の
兎角中ふちよるる一人を六條の攝政殿の少
政所よむ也たまた高倉院御在位の時御母代
とく準三后の宣旨と蒙り白川殿とておほい
人よむあり内侍一人を普賢寺殿の少政所
もむ也治ひ一人を冷泉大納言隆房婦の少政所一
人七条修理大夫信隆婦よむひく治ひ又安

藝巖嶋の内侍、腹よ一人おしせ、その後白河法皇
よまの也治ひく女御の様ありあり、向くくとの
か、九条院の雑仕常葉、腹よ一人是、花山院殿
より上臈女房よく、席のいよと申す、日本秋
津嶋、僅よ六十六ヶ国平家の知行の必三十餘ヶ
既よ半国よ超たり、そのや、庄園田畠幾等とて
か、よとて、綺羅充滿とて、堂上花のよ、軒
騎群集とて、門前市とて、揚州の金荊州、
珠吳郡の綾蜀江の錦七珍萬寶、一とて、
た、よ、歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の翫物、

帝闕も仙洞も是もは不過とも身也入道相国
や天下と掌のつらと握るまひあひの諱
とも不憚人の嘲とも不顧ふいふもとも志
冷つ

義王義女

辟ハたのちる都よまもくたる白拍子のよと義王
義女とて兄弟あり戸次とも白拍子娘あり
義王と入道相国取愛せりいふともよと妹の
さしよとも世の人とてよと事不斜母とも
好屋作ともよと毎月百斛百貫ともよとよと

家内富貴とくたのち事つさりあり抑吾朝
白拍子のともあり名事と昔鳥羽院の御宇
嶋の千歳和歌のよと是等二人まひとちる
あり始の水子よとあり白鞘美ともさしと舞
し男舞しとちる然ぶと中けり鳥帽子刀
と被除水子けとありいふりきてもう白拍子
名付し京中の白拍子とも義王さしひしおれ
たきやるとさしと羨しともありさし羨者九
あふえたり義王御前の幸也同遊女あり誰
何の様よとありたふいさ尚是ハ義といふ文字

と名ふ所の目出度やるとは吾等もついで
とて或の義一とついで義二とついで或の義福義徳と
とついでとついでとついで精者といふ人といふ人
に文章よふ人といふ人幸の唯前世のしほつとふ
てであるよといふつとつとつとつとつとつとつと
せと中のキ又都よきとつとつとつとつとつとつと
出来つと加賀国の者や名とつとつとつとつとつと
十六とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
に兼とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
不斜佛御前中つとつとつとつとつとつとつとつと
當

時きとも目出度ゆるとはもつとつとつとつとつと
殿つとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
西八条殿つとつとつとつとつとつとつとつとつと
に佛御前つとつとつとつとつとつとつとつとつと
やつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ
右推参しつとつとつとつとつとつとつとつとつと
に佛ともつとつとつとつとつとつとつとつとつと
まひつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつとつ

常のよひてあらはし其上りしもいとおいふも
偶思ふまゝのくもさしひのちあはれしく歸を
たすもあらは不便もいふもあらは愧敷くも
とあらはれ吾もたゞ道もいふもの上にも不覺
縦舞をゆたふ歌もあらは不聞食とも御對面
けまらひく歸をたすひの難在御情もあらは
まらるもいふも理を枉て召還し御對面もあらは
中へ入道もあらはあらはれせんもあらはれ
まらる見奉りもあらはれ御使もたすもあらは
は佛御前車もあらはれ出るもあらはれ被召歸てもあらは

入道もあらはれ出るもあらはれ對面もあらはれ今日の見冬もあらはれ
とあらはれも義王も何もあらはれもあらはれ
しるもあらはれ見冬も見奉りも程もあらはれ
しきもあらはれ今様もあらはれ宣も佛
御前兼もあらはれ今様もあらはれ君も
てらるもあらはれ千代もあらはれ姫小松御前の
は島岡もあらはれ群居もあらはれ推返
推返も三反もあらはれ見関の人皆
耳目も驚も入道もあらはれ思給も
御前もま様も上手もあらはれ也此定も舞

もあつてく。あつて二番又も鼓打りせよ被
さるり佛前髪髪姿よりせりく眉目形也
もくし音好篇も上手せりしもの舞も以
てま心も不及舞せりたり久し入道相国年
りて給へ佛よ心と被移り佛御あまき
行事きつゆもとりわつり推条の者
とらまもせりしつる義王御あつ申状
とら被返してせり加様。被置直
あつて義王御あつ思ひしる處愧敷
あつてやくいふ向と給へ出せり七よ

入道努く其儀あつて義王とせり出さる
かき佛法あつて又いそはる法事い
こもよりあつてなほ腹痛くあつて
王御前といはせりせりて二人被留置
りてあつて後を
ぬ御前あつて被召て又あつて
と給へりし入道総て其儀あつて
義王とせり罷出り御使重て三度
ていし義王本より思設けり道
昨日今日といふ思ひし出さる由頻

善の春のつら入道相国義王の許へ使者と立て
如何は祇王其後行きてある去ハ佛御ある餘の
ついでに身はゆるよ糸て今様とて歌ひ舞ふ
ともすひく佛慰むく曰くは義王鬼角の返交
小におよす涙と押て卧よくり入道相国重て
あは祇王返事とせあは糸るありし糸は
くハ其様とせ浄海も討旨ありし糸は
片母ともし是と関ハ悲敷くいつともおも
やと位々教訓とくるハ如行ハ義王御前鬼角
も御返交とせや一男ハ被呵もいせんや

ついでに祇王涙と押てまゝと思ふ道もいさ
や懸糸るともやらのまゝいさ思ふ道もいさ
御返交とせや一男ハ被呵もいせんや
とけ計らふもいさありと被仰ハ都の外に出る
ついでに命とりよるは是二下りも一縦ハ
都といさありとも非可嘆縦命とりよるは
可被惜又五身ハ一度憂者ハ被思まゝせ
二度面とせよまゝはあはれもく尚返事とせ
不申ハ母と母戸次重而教訓とくるハ天下に住
間ハ鬼角入道殿の仰とハ宵間敷事ハ

あるう男女の縁宿世ハ今ハ始ぬ事々々千々
萬々と契とも臆て離れ中もあつ白地ハ思
こもあつ男の事もあつ代り無足との男女
中にもあつ女もあつ女ハ三々やまておと
まてやまて有難い事あつて又召さん
糸もあつて命もあつてまてかよつて都
の外に被出せし縦都とていふもあつて
達ハあつてあつて如行もあつて若木の間にあつて
さすも可安但も吾身年老れりて都の外
に被出せしあつてあつて住居もあつて思も

悲しく只吾と都の内ゆく住果もあつて今
生後生の孝養もあつてあつて義王憂
てあつて道もあつて親の命も不背とて
又出立る中もあつてあつて獨糸もあつて
懶てあつて妹の義女もあつて相具もあつて其外白柏子
二人物もあつて四人一車もあつて西八条もあつて
あつて日比もあつてあつてあつて不被入もあつて遥もあつて
あつて座敷もあつてあつてあつて義王もあつてあつて
事もあつて我身もあつて誤事もあつてあつて奉もあつて
あつてあつて座敷もあつてあつて被下まの口もあつてあつて

せんと思ふをよまうと押し袖の隙より餘
て候ふもくもなる佛御あり是を身て餘は哀
う思ふて入道殿より召さるる日は被召さるる
ちりくもはらうとて是はつたひききすは
ういふもよみ出て見奉るんと申すも入道惣
て其儀ありありとてあひてつちかへて出
まらるる入道の義王の内にぞ知れり義王其
後行まうあるまての舞をも見んては
次の事今様一ふりとはかき義王参る程
てそ尅モ角モ仰もとておき事とて思ふ

えいも落し渡と押し今様一ふりといふ佛も
昔ハ凡夫也吾等も終は佛也行まて佛性具
ざるもと隔たつては二返さ
ひらりて其座は幾等も並居る事家の阿
公卿殿上人諸大夫侍より心有し心毎も昏
感渡とて被流るる入道も面白けは思給へ時よ
取て神妙ありとては舞も見んては
ふり給ふ事出来たり此後不召とも常よ
まの今様とては舞もとては佛歴の
うらり白く義王免角の返もありとて渡

と押へ出よる親の命とせしむる道は趣
二度厚目とつてまの口惜らばとて世は有
まゝ又も憂目とつてせしむる今も只身を投ぐ
まの妹の義女是の身と投ぐ吾も供は身
と投ぐ父母は是と聞て悲しく如行もは
賞位に教訓とつての誠よとてその理
左様の事あるとてとてとて教訓とつて
せしむる事の憂目とつてとてとて身と投ぐ妹
付は投ぐ二人の娘共よとつてとて年老裏の
母留まるとつてとつてとつて吾もとつてとつて

久しむるやいふ死期とつてとつて親は身と
せしむる事五逆罪よとつてとつて其慚と慚
もつてとつて此世とつての宿や只とつてとつて
憂目今生とつてとつて後生とつてとつて悪道は趣
しむる事とつてとつてとつて袖と顔と押あつて
少雨とつてとつてとつて義王一旦憂目とつてとつて口
惜らばとつてとつてとつて誠よとつてとつて
五逆罪無疑とつてとつて自害と思ひ留まるとつてとつて
都は有とつてとつて又も憂目とつてとつて今も只都の
内とつてとつてとつて義王廿一とつてとつて巖岫の奥

ある山里は紫の菴とてしじし念佛とてくわ
うらな所夢の義女も先と見え婦身とてあり
吾も何れもよとてとて契とてありて世を厭
う誰のハテ方とて十九にて様とてか(姉と一所と
菴居て後世と願てありて母とて是とて人
の心娘とてよ様とて子の世の中よの老齡衰へ
たる白髪とてつひくも何れもわく軍兵とて
とてう二人の娘とてうくもふ一向専修の念佛し
く偏の後世とて願てありて春と夏と秋
の初風吹ぬも皇舎のつかりとてありし世のあま

乃渡りて内提の葉よ思事書とてありて
敷の西と端よ隠てくも具て日の入迄方西
浄土とてありて早く晩我身もかたよし
思つて過さんとも懸るよけくも過りて
事共思ひ續けく只盡せぬものも涙とて
此時も過ぬとも竹の編戸とて閉塞とて燈
かただてて親子三人念佛とて居る處よ竹
編戸とてけくも打扣く者出来ぬ其時尼と
も消て哀是は無と甲斐我等も念佛とて居
たも妨ぐんとて魔縁の來ばよてそありて

之人も問ひあはし里の紫の菴の中より夜深て誰
の可尋僅の行名納戸のしやく不開とも推破らん
事安らるる中へ開く入まんと思や其の情と不
懸とく命と失物とくはこゝ来奉頼るる弥陀
本願を深く信とく無隙名号と可奉唱聲と
尋て迎へたまはるる聖衆の來迎ふくまはゆせし
ふく引接可無相構て念佛念ふと給するも且よ心
戒て竹の編戸と開くは魔窟のく無く佛御
前へ出来は義王あるは夢のや現る佛御前と奉
見りくは佛御前申すは加様の事申せし事新

敷きくとも申すは又思ひてあ身をも成わぬ
と始りしと申すは本よりわつた推参の者あり
被出ましとせしはと義王御前の申状は依て
下におきてとせしは女の無甲斐我身と心来
任とく被押留ましとせし事如何に心憂くさし
とわのその加様は成法を具しに付しと早晩
我身の上を思ふと嬉とく更よ不思障子
又何に秋は逢て可果と書置法は筆の迹恠
恠と思ひさしはと何名や又被召ましとせし
今様歌に給ひしと被思知てあしは其後

る在所をもつてみえ知まらざらん。加様は様を
替て一處小と表て後如何討羨敷て常ハ暇と
申せしとて入道殿御用ひ更よ御も。さう突々
物と案もし。はよ沙婆婆の榮花を夢々の。樂と
榮へく行せし人身ハ難受佛教ハ難遇此度ハ
犁よ汎よハ多生曠劫とハ隔とて浮と上と事
さう年の若と可憑よ。何さ老少不定のさ。て
出内息の入と不可待歎口ヲ稻妻にわも尚無基
一旦の樂よ誇つて。後生と不知ん。事のさ。り
さう今朝紛せ。出く角成て。さう。参り。た。さ。さ。

かつい。衣と打除。衣と見ま。尼よ成て。案
も。加様は様を替て。案。日末の。許
さ。さんと被仰ハ諸俱よ念佛と。一蓮ハ
さ。其おと尚心不行ハ是。何地と迷行
如何も。苔。席松。根おと倒。卧命の。ん
限。念佛と。往生の素懐と。遂と袖と顔と押
當て。小雨と。さ。義王渡と。押て。わ。せ
の加様ハ思ひ。給。夢。心。不知。浮世の中ハ
岷岷。身。の。憂。可。思。さ。ん。ん。
せの事。の。恨。り。て。往生の素懐と。遂。事。可

在共不覺今生も後生も損へたる心地おぼく
づつるも今加様も様を替へたりし世も日暮の
咎の露塵も不残今ハ往生無疑此度素懷を遂
せり行りも又嬉しく吾等も尼も成りしも
世ハ難在事お様も人もし我身おと思ひし
も其の世も恨身を恨てよりこの様を替へし理
也今こそその出家より留まらば事の數ありし數
も今こそその世も恨とれ嘆も今こそ僅か
七も成人の是程も穢土を厭ひ淨土を願ふ
とつ思入給ふと實ハ大道心ハ覺へ嬉し

かりふ善知識哉とい諸共ハ願ふとて四人一處
に菴居り朝夕佛前ハ花香を備無餘念願ハ
念ハ遅速なく有る四人のあまも皆往生の
素懷を遂げしと聞けり去ハ後白河法皇の長
誦堂の過さる張りも義王義女佛戸次等も皆
靈とすまはる哀なり事也

二代后

昔程ハ自昔今も至はまき源平兩氏朝家ハ被召
仕く不隨王化自朝權をとりんと成り者ハハ守誠
とつて一ハ世のふり無きハ保えハ為義とす

平治よ義朝被誅て後の末々の源氏共或はる。
た或は失ひて今平家の一門を繁昌とて頭
と差出とてさうさうさうの世も何事。
あんとさうさうさうの世も何事。
去の後鳥羽院御晏駕の後兵
革打續き死罪流刑閹官停任常は被行海内
と不静世間しつゝ落居せし中永歴應徳の
比よりさう院の近習者との内より御識あり内近
習者との院より被誡問上下恐て安し心も只
臨深測履薄氷の如く主上と皇父子の御間
何事の御隔あるかと思の外此事と

在る是も代渡秀よおとんて人梟を先とす
内故より主上院の仰と常は申替せとては
か内中の人耳目と驚し世より大さう傾け
申事在る故近衛院の后皇太后宮と申せし
大煩御門の右大臣公能公の御娘也先帝よ後き
奉せ給ひ後元重の外近衛川原の御所より移
り住ませ給ひし先の姫宮より幽りし御在
様より渡せ給ひし永歴の比より御歳二十
二三めとやとて給ひし御盛を少く過せし
まは程也然共天下第一の美人の聞あり

己ノ詔命被下上ノ子細と無所申ノ只速ニ參セ
給ヘキヤ若王子御誕生有ク御位ノ昂セ給フ
君も國母といふも愚老も外祖と可被仰瑞相と
も也といふ是偏ニ愚老と被言ヤル事御若行
至法一と申ヤセ給とも御返度と毎ク大宮其
比何と無御手習の次

厚ク言ハレ行行の世はたりの事也
世は如行のく漏るも人哀し優さといふ事
人くもあつる所己は御入内の日は成るは
と供奉の御入らる出車の儀式といふ事

さう参セ給ひ大宮懶御出立の事
不奉違は夜もあけ小休もあつて後御車
よだまけ乗給る御入内の後、藤景殿のま
あまの所ひし朝政を進り申ヤセ給有様
也彼紫宸殿の皇后は賢聖の障子と被立
り伊尹第五倫虞世南太公望角里先生李勣司
馬手り足る馬形の障子鬼の筒李將軍の質
とされり寫る障子也尾張守小野道風七廻賢
聖の障子と書ゆも理と見え一彼清涼殿の畫
圖の御障子の昔金是書り遠山の在明

去程は同七月廿七日上皇は乃の崩御ありぬ御歳二十
三歳つらうる花の散ぶの如く玉の簾錦の帳中皆
御泪は咽とせ給臈く其夜香隆寺の良蓮臺野の
奥船岡より奉收御葬送の時延暦寺興福寺の
大衆額打論と之事と出く互は狼籍よあふ一天の
君崩御成く後御墓所へ奉渡時の作法は南小二京
の大衆悉供奉とく御墓所のめぐりよ吾寺此額と
打事在先聖武天皇の御願可争寺のかけ出は東
大寺の額と打次は淡海公の御願とて興福寺の額と
しつ小京よ興福寺よ向て延暦寺の額と打次は武

教大和尚智證大師の草創とて園城寺の額と打然と
しつの大衆いと思えん先例を替て東大寺の次興福
寺の上よ延暦寺の額と打南都の大衆免やま
角やせまると余議とて所處よ興福寺西金堂の衆觀
音房勢至房とて同るる大惡僧二人在り觀音房
黑縁威の腹巻よ白柄の長刀莖短よ取勢至房前
黄威の腹巻よ黑漆の大刀指く二人充走出て延暦
寺の額と截て落し散く小打破嬉や水もるは滝
水日の照とも不絶とていともすつ南都の衆徒の中
へ入よん所

清水炎上

山門乃大衆狼籍として、南都の衆徒も手向して
心深狭く、向方も在る一詞も不出御門截
ちて、無心草まよつても愁るる色もあつた
まよふ此騷動のあつた、高も賤も肝蕪と失
四方へ退散も同廿九日午の刻、山門の大衆隱便
多く敷下洛も聞え、武士檢非違使西坂本も馳
向ふは防ぐれと事をもせし、押破て乱入と行者
申出る所やん一院と門の大衆も伝へ平家も可被追
討とさし、夜も軍兵共内裡も泰とく四方の陣頭

と警固も平氏一類皆六波羅へ馳集り一院と急は六
波羅へ御幸成清盛公いも大納言ゆくおのり、
火も恐さへ、小松殿行も依て、只今も事下
在と被静るも上下自噪事、隱便多し山門の大
衆六波羅へも不亭し、清水寺も押亭く
佛閣僧房一宇も不魂焼掃是も去り、御葬送衣
の會稽の取も雪らん、為る、清水寺も興福
寺の末寺、依も清水寺焼く、朝行者能
も在る、観音火堤變成池、札も書て火以
前も立登る、火の日又歴劫不思議も、

と返文の札とて打つる所衆徒帰上之候一院自
六波羅還御方より重盛卿斗之御伴より被参る又
の卿は不被参尚用心の為とて聞一重盛卿御送
ら被歸らる候也又の大納言曰く所一院の御事と
て大に恐れおぼしき兼ても寧ろ思食被仰旨あり
こころ角に聞ゆら其し打解給まじとてしりて重盛卿
御事所此度努之御氣色少も御詞も出させ給
つとも人よ心付らる中候御事也其小^付も睿慮
よ替に給へる人の為に御情と施さまじ御事神明
三寶の加護に在らる人を取て御身の恐まじ

とて被立候も重盛卿ハ幽之敷大様も者哉とて又
の卿も被謂ふ所一院還御の後御前小疎もな近
習者達餘被候所よ去り不思議ノ事と申出さる
者亦露し不亭思召者と仰ふ候中つら物
よ西光法師と申ものあり境節御前近く候ひる
天よ無口人をも以てつとせりと申平家以外よ過分
候間天の御討めと申所人此度無由壁有
耳畏しくと申あつらる

御即位沙汰

去程よ其日諒闇もつら候御楔大嘗會不被行

同十二月廿四日建春門院其比のりも東の所方と
申す所御腹は一院の宮に五歳ともて給ひし御
まはる親王の宜旨被下給ふも改元有る仁安
号して同年の十月八日去年親王の宜旨と兼て冷皇
子東三條より春宮よとせ給春宮の御伯父六歳主上
に御甥三歳詔目不相叶但實和二年二條院七歳
少く御即位三条院十一歳少く春宮よとせ給先例
もはるも此君は二歳少く父の御跡も御禪と
受させ給く僅は五歳と申二月十九日東宮踐祚す
きとて位とて給く新院と申す所も御

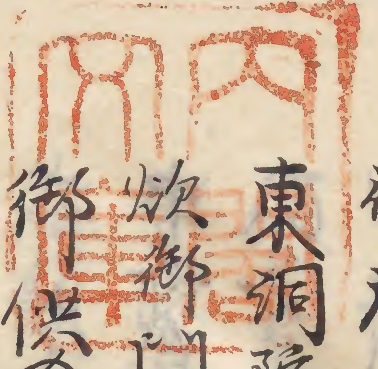
元服も無とて太上天皇の尊號在漢家本朝是也
始とて仁安三年三月廿日新帝大極殿少とて御即位
位有此君位よ即位給ふも平家の榮花とて是
御母儀建春門院と申す平家一門よてあり
上取分入道相国の少とて二位殿の御妹也平大納言
時忠親と申す女院の御せしめは内御外戚也
内外よひて執權臣とて是は叙位陰目と申すは
よ此時忠親のまは揚貴妃の幸し時楊国忠盛志の
とて代の賞時の聞目出度かりよ入道相国天下の大
小事とてはまはる時の人平関白の軌

系

殿下乗合

去程嘉應元年七月十六日一段御出家有御出家
後萬機の政更と被聞召公卿上人上下の下面に至る
官位俸禄皆身よある討せよ人の公志習る所
尚飽不足其人のてる其国を明えんと人せ
る其官よ流ると疎るものと合く呼ぶ
あつた法皇もよく仰るる自昔代々の朝敵と平
く所者多しといふ加様の事無負盛秀里將門
を討頼義、負任宗任とて義家、武平家平と責

より勸賞行ふ事受領よ、不過清武、かくん
乃ち小振舞とて熱心とて是れ代末よ成る王法
の盡ぬ故也と仰成るも次無きも御禁より平
家亦別而朝家と奉恨事も無とて代の乱るる根
本よ嘉應二年十月十六日小松殿の次男の新三位
中将資盛卿其時よ、越前守とて十三よ、也治
ひる、雪、あ垂よ降るる、松野の氣色誠よ面白
かり、青、侍共三十騎よ召具とて蓮、其野や
紫野也此右近の馬場よ、也、鷹共あも居る也
鶴雲雀と追立終日よ狩暮、薄暮よあ、六



波羅へち被歸久し之時の御極祿の松殿の座
 主上御之腹の御沙汰有(き)とて中御門洞院
 御所より御参内在(く)郁芳門より入御あり(き)て
 東洞院と南(大炊御門)と西(御出)なる資盛朝臣大
 炊御門猪熊少(く)殿下(の)御出(は)身(は)実(は)参(り)と逢
 御供(の)入(は)何者(も)根籍(も)御出(も)る(に)乗物(も)下
 候(へ)く(と)式(は)式(も)餘(は)誇(り)勇(も)世(も)世(も)せ(し)
 可(は)上(は)召(は)具(は)侍(共)皆(は)廿(は)内(の)若(者)共(は)
 多(は)禮(儀)骨(は)辨(は)所(者)一(は)人(の)殿(下)の御出
 と(は)不(之)一切(下)馬(の)禮(儀)も(は)あ(は)り(の)す(も)破(く)

通(ら)れ(は)所(向)暗(ま)ら(く)は(は)り(は)入(道)の孫(共)不
 知(又)み(は)知(は)れ(は)も(空)不(知)く(は)資(盛)朝(臣)を(始)て
 侍(と)も(皆)馬(も)取(て)引(落)散(く)は(は)陵(碑)一(は)願(は)
 恥(辱)も(は)ひ(は)り(は)資(盛)朝(臣)這(は)六(は)波(羅)お(り)て(禊)
 の(相)国(禪)門(は)此(由)訶(被)申(は)入(道)大(は)怒(り)て(は)
 と(は)殿(下)も(は)り(は)も(は)淨(海)も(は)あ(は)り(は)も(は)憚(可)給(は)
 少(者)無(は)左(右)恥(辱)も(は)被(は)り(は)遺(恨)の(は)次(も)も(は)懸
 内(事)も(は)り(は)人(は)被(欺)り(は)此(は)良(思)ひ(は)奉(ら)ん(は)
 也(は)在(間)敷(は)殿(下)も(は)奉(恨)も(は)也(は)も(は)重(盛)の
 被(申)は(は)是(は)も(は)若(は)候(は)頼(政)光(基)も(は)

申源代よりあつたしん人さ實は二門の耻辱よ
も丁惟重盛の子共とていんも心者殿の御出
糸逢て乗物より下りあつて尾籠より下りて入
時事に逢ふ侍とも召亭自今以後は汝等能
可心得誤く致下無礼の由とやらさとも思
とて被歸り心其後入道相国小松殿は被仰せ
と片田舎の侍ともあつて入道殿の仰り外
又怖敷事無と思者とも難波瀬尾を始とて都
合守餘人召寄來廿一日主上御え服の定めの為
殿下御出あるかやとつて侍み奉て前駆御

隨身共髪髪と切く資或る耻辱と雪いと宣ひ
兵共兼く罷出殿下是を夢つとも不知召主上明年
御え服御加冠拜官の御定の為御直盧小暫
可有御座し常の御出より被引繕給今度
待賢門より入御あるかやとつて中御門と西御出成
猪熊堀川の邊は六波羅の兵共直曹三百餘人奉待
受殿下と中より取寄糸々前後より一度一時と吐
く作り糸前駆御隨身共今日と晴とさやん
心とあつて小追懸爰は追詰馬より取て引落
散々小陵礫とくく一は髪と截隨身十人中右の府

延喜七年給ひ同廿五日院の殿上より御之服の定
ち在る内攝政殿より渡せ給ひ同廿五日
日兼宣旨と當家十の目大政大臣よりあつて給ひ同
十七日慶申ありしと世の中より若く敷く具し

鹿谷謀叛

十程に今歳と暮ぬあつて嘉應三年正月五日主
上御之服あり主上御歳十一同十三日院御所朝觀の
行幸在る内法皇女院待受進せ給ひ叙爵の御粧り
しとあつて召し入道相國の御娘女御
進せ給ひより御年十五歳法皇御猶子の儀也其比

妙音院の大政大臣内大臣の左大将ありし時
大将と辞し申せ給事有る時徳大寺の大納言
實定卿其仁に當給由聞ひ又花山院中納言兼雅
卿も所望あり其外故中御門藤中納言實成卿の三男
新大納言成親卿もひより被申より院の御氣色好
しく様々の祈り被給ひ八幡の百人の僧と兼く
信讀の大般若と七日被讀取中より甲良大明神の御
前なる橋の本へ男つの方より山鳩三飛せり食
合て死より八幡大菩薩の第一は使者也宮寺
の不思議無くて時の檢校匡清以下奏聞し

祇官より御占有天下の噪きとて申但君の
御慎みありと臣下の怯と申る所新大納言是る
恐とてしとて書入目の滋るはたふく歩行よて
中御門鳥丸の宿所より賀茂のたつ御社七夜
満ちる夜よ下向とて苦さたよ打卧目睡給つる夢
了賀茂の上社へ参るに賞敷て御寶殿の
御戸と推開は幽敷氣高キ御聲よて

櫻花のつげ風はりり敷とて文より留りて
新大納言尚恐とてしとてすかりとの上社ある聖
とて蓄て御寶殿のうらもる杖の洞檀とて三々
撃

吉尼の法と百日被行取中小彼大杖よ雷落懸りし
雷火穩便多く敷燃上て宮中已よ危く見く所を
宮人共おろく走集く是と打消つ彼外法行給る
聖遂出さんとてしとて吾當社よ百日参るの火願
り今日七十五日よなる全く出ありとて不働此由と
社家より内裡へ参聞とてしとて只法よ任せと逐出と
宜旨と被下其時神人白杖とてしとて聖とてし
とてしとて一條の大路より南へ追出とてしとて神非
禮とて不受と申小此大納言非分の大将と祈被申
ふいふ也懸る不思議も出さしとて其比の叙位除

目と申、院内の御討ふもあらず、攝政関白、御
成敗おもわさす、只向平家のまゝに有さし、徳大
寺花山院もさし、入道相国の嫡男小松殿
右大臣将山もかり、内左に移り、次男宗盛中納
言山もおさせ、出敷輩の上臈と超越さく、右に被
加ふは、申すも無し、中山も徳大寺殿への
大納言山も花族榮耀才學雄長の家嫡も、
ま、向平に被越給ひ、さし、遺恨も、定く御
出家も、あつ、内、申あつ、
とも、斬首のまゝ、様も、具へ、大納言を、辞し

申、菴居、聞え、新大納言成親卿の、曰、
徳大寺花山院に被越、さし、平家の次男
山も、安、是、思様も、
さし、如何、平家と、滅、本望を、
宣ひ、怖、父の、中納言、
其末子、位正二位官大納言、上、大國餘給、子
息所、後朝恩、諱、出、行、不足、
是、偏、天魔の、所為、見、平治、
と、信頼、同心、間、既、可、被、誅、
漸、小、申、頸、續、給、然、其、恩、
外

人し無刃の兵具と調へ軍兵と語らば置其營の外
外無他事東山の麓鹿谷と云處に後三井寺
續ひくく城墾少くありて後實僧都
の山庄ありしは常の寄合く平家滅さんとし
謀とて回へる或時は皇の御幸なかる故に納言
入道信西の子息淨雲法師御供仕し其夜の酒宴
了此由と淨雲法師は被仰合ふありし様
や人餘兼ね唯今漏聞く天下の大事は及候と
し大に噪申ふは新大納言氣色替てありし
は御前候ふる瓶子と狩衣の袖は懸て引

倒さしつる候と皇ありしは仰れし大納言立
歸り平治^代倒せ候なり被申ふは皇とつり
せむらふ者とも奈之様樂つたりしは仰れ
平判官康頼参てあり餘は平氏の多く候とて
酔ていと申俊實僧都さへしは如行仕り
と被申ふは西光法師頸もとるふとて瓶子
の頸と取てか入りし淨雲法師もまりの淺間
はよはやく物も不被申ありしは怖しき事共
与力の輩誰とて近江中將入道蓮淨俗名成正法
勝寺修行俊實僧都山城守基兼式部大輔雅綱

平判官康頼宗判官信房新平判官資行攝津國
源氏多田藏人行禮と始とて小面の輩おろし与力
とてり

鶴河合戦

此法勝寺の修行と申へ京極源大納言雅俊親の
孫木寺の法印實雅もけり子もりたり祖又大納
言指内も矢と取家もけりあはれとも餘は腹悪
人少く三條坊門京極の宿所の前とて人をも安
不通中門は倘佯し切齒怒てておろし心懸る
孫もけりあはれ也此俊實し僧もけり心も猛く者もり

人少く無由謀叛少とてとてり少く新大納言成親
卿は多田藏人行禮と呼く御邊とも一方の大將
憑り也此度志おろせける者もけり國も庄も
所望よ可依先も袋の科もて白布五十端被送
り安元三年三月五日妙音院殿太政大臣も轉
給つる替り大納言定房も越り小松殿内大臣も成
るも大臣の大將目出度おろさや之大饗被行
り者も大炊御門右大臣經宗も同く一の
かきとて是建ちも父宇治の悪左府の御例有憚
小面は上古も無く白門院の御時被始置たり

以降衛府共餘儀々爲俊盛重童下り千手丸
今犬丸として是等無左右きり物あくる在る鳥羽
院の御時り季教季頼父子共朝家被召仕
傳奏し折ありとも同ととも替身の程也
振舞てあり有る此御時の北面の葦以外過
分して公御殿上人より物共せし禮儀礼節し
下北面より上北面より昇上北面より殿上の文と被
許者あり角而被行間奢り心俱は出ず
無由謀叛あり與てくる中あり故に納言信
西許召仕る師光成景より者あり師光阿

彼國の在廳成景の京の者熟根賤之に下臆也據
兒童若く格勅者あり被召仕る賢く
と依て師光の左衛門尉成景の右衛門尉とて二人一
度よ靱負尉成ぬ信西の事小逢し時二人共出
家とく左衛門入道西敬とて是等出家の院
の御倉預りてあり彼西光の子は師高と云
者在是もきりこのつて檢非違使五位尉歷昇
安元三月二十九日追儼の陰目よ加賀守あり
被成る内國勢と行間非法非禮を張行志神社佛
寺權門執家の庄領と没倒し散々の事共して

有る所縦せしむる迹も隔と云とも穩便の政事可
行せし心もまた振舞し程も同二年夏の比國司師
高の弟近藤判官師經加賀の目代よりかくも間加賀
比國より下著の始國府の邊より鶴川より山寺あり寺
僧共折草湯と沸てあひひつと乱入とて逐上我
身俗雜人共下馬洗せしむる寺僧怒とて自ら
昔此處の國方の者入部とて事典連より先例より任
入部の押妨とて停止せしむる申す所先づの目代も不
齊とてしむる賤もいふも當日代の儀在あり只法は任
り云程も寺僧共の國方の者と追出さんとて國方

の者共ハ次とて以て乱入せんとも打合とてあひしむる
程も目代師經の秘藏とける馬の足とて打折つ所其
後ハ互より箭兵杖と對とて射合截合數刻戦見
不叶と思ふ入夜逃退く其後當國の在廳共從集
り其勢一千餘騎鶴河より押寄て坊舎一宇も不殘
燒拂鶴川より白山の末寺也此事訥てんと進
老僧誰とて智釋學明實其堂房正智學音土依の
阿闍梨と進くる所白山三社の院の大眾悉く起合
都合其勢二千余人七月九日の晩方より目代師經の館
ちりしむる押寄とて今日の日暮ぬ明日の軍と定む

其日の寄でししし露のししし秋風しししの
袖を翻しし井を照しし稲妻の曹の星を耀し目代
し不叶し思ひ人夜逃しし京の上内明内印刻し押
寄ししとさし吐しし作る城の中よの音もせししを
入て見せしし皆落て候しし大衆力及て引退
しししし門は訥ししし白山中宮の神輿し奉責
比睿山へ振上奉る同八月十二日午刻に白山の神輿
已よ比睿山東坂本は著せ給しし云程ししししし
國の方より雷大々敷鳴て都を指て鳴上内白雪
降て地を埋しし上洛中押並て常盤の山へ積ま

背白妙は成よる神輿ししし客人の宮へ奉入客人
と申し本地白山妙理権現ししししししししししし
子乃御中也先沙汰の成否しししし生前の御悦只
此事あり浦嶋子乃七世の孫よ逢つししししし
胎内の者し靈山の父を具しししし超えし三千人衆徒
繼踵七社の神人袖し列時時刻し法施祈念言語
道断の事共ししし門の大衆國司加賀守師高し流
罪し被剋目代近藤判官師經し可被禁獄由奏
聞し御裁断遅ししししししししししししししし
哀し御裁断ありししししししししししししししし

る異他大藏卿為房太宰權師季仲はし朝家の
重臣よりとと山門の訥訟に依て被流罪す
況師高もこの事の數少もやまありて本より子細も
可及と申合せしれども大臣の禄を重とて不諫小臣
も罪を恐く不申とて事ありて各口を閉給て賀
茂河の水双六の賽山法師是く吾心よ不叶物と白
河院も被仰ぐる鳥羽院の御時越前平泉寺成
山門の御歸依不淺以非為理と
りて被宣下院宣とて被下る内江師匠房卿の筆
様も神輿と陣頭奉振訥申さるる君如何御討

りて被申さるる恠も山門の訥訟に難黙とて作
る

後二條関白立願

十程よ去嘉保二の三月二日美濃守源義綱朝臣
當國新立庄を倒し同山の久住者圓應を殺害し
因茲日吉の社司延歷寺の寺官都合三十餘人申
文をとりけり陣頭(参る)と後二條関白殿大和
源代中務權少輔賴春よ被防賴春より徒矢を放
矢庭よ被射殺者八人被疵者十余人社司諸司四方
散れ山門の上臈等子細を奏聞の爲り下洛し

聞きし武士檢非違使西坂本に馳向く皆追尋せし
少門より御裁断遅くの間七社の神輿と根本中
堂より振上奉其御前より信讀の火般若と七日讀
関白殿と奉呪咀結願の導師より仲胤法印其
比のまじ仲胤供奉と申せし高座より上りし
し表白の詞より我等たより二葉よりちりり
給ふ神達二條の関白殿より鎬箭一羽ともしもて
せ給ふ大八王子権現とせ給ふも祈誓し給ふ
應て其夜不思議の事在八王子の御殿より鎬矢
のしと出て玉城とけりも人の夢より

見たりし其朝関白殿御所の御格子と明
角より只今より末の様に露より湿らる櫓一
枝たりしとて怖る應て山王の御咎より後
二条関白殿重き御病と受て給ひ六母上大
殿のより政所大に嘆せ給つ御様と審し賤
志より下臆のまじり日吉宮より御氣毒在
七日七夜の間被祈申給りありし御願
百番の止魔田樂百番の一物競馬流鎬馬相撲
各百番百座の仁王講百座薬師講一樅手半
薬師百體等身の一茶師一體并釋迦阿弥陀の

像各造立供養せしむる又御心中は三の御立
願あり御心の中は事なりし人争可奉知其^{ナレド}
不思儀あり事ハ七日は備し居及八王子御
社ハ幾くも在居まじりし人の^共申上陸奥より八
王子の御社ハ遙こと上より居童神子夜半ハ
かつて俄ハ絶入より遙ハ早出せし祈り無程
息出く臆て立ち舞りし人奇特の思も成く
是を見する半時斗舞ては山王おのせ給ひて
御談宣さる怖る衆生等悦み表せ大殿政所
今日七日我御前ハ昔より給ひらる御立願三

あり今度殿下の壽命をたしめりけるはといひ
波志五濃ハ諸のわいごと交り一千日間朝夕
宮仕し申さしや大殿山の政所ハ世をせし
思食て過させ給御心ハ子と思道ハ迷ぬまじ
しや事ハ忘るるあはゆけりるわいごと
交り一千日あり朝夕やつちかきし被仰ん
實ハありし思食せ二ハ大宮の橋似より八王
子の御社迄廻廊作く衆とせ三千人の大衆
ありし照し社参の時痛き責ゆる廻廊
被造しえんハ目出くる三ハ今度殿下の壽

命を助ぎ給ひ八王子の御社より法花問答講
毎日無退轉可行とせ行進を思ふも致し上二の
さまつともあつても毎日法華問答講を誠
あまらうごも思召せ但し今度の訶訟はけ
安らうかまきあつても御裁許もく
神人宮仕被射殺被痲もく泰く訶申事ある
可い憂へつても人代留ても可忘とも不登其上
かひあつても處の矢の併和光垂迹の御膚は
もつて誠の虚言は是を見よつて肩脱もつて
此は左の眼の下大もつて土器の口計びのつて

そ見よつても是あまらうよ心憂へつて申せ
始終の事叶す法花問答講一定あるく三
とせ命をのつたてまつても不足は思食ハカ
おもしろく山王あつて給ひ多く母上の御立願
の事久しと語らせ給ひ誰漏れつても疑
く御まき御心の中事共あつても御
託宣あつても心肝は添て殊も貴く思食迄
申させ給ひつても縦斤時少く候とも難有は
増て三年の命を延させ給ひ事可然はつても
御下向有急す都へ入らせ給て殿下の御領紀伊国

田中庄より八王子の御社へ永代被寄進自
其志は法華問答講のまの世より毎日無退
轉とも兼ふかりし程は後二条関白殿御病輕ま
せ給ひくしものてくもせ給上下悦あり程は三
とせりさるるの夢ももや永長二年子成より六
月廿一日又後二条関白殿御髮の除きあり御瘡
いてさき給ひしり卧せ給ひ同廿七日御歳廿
八ありつ井のちりいせ給ひぬ御心の猛り理の
さ幽に數人子てあり御心も真やりの事の急
に病の御命と惜まて給ひたる也誠は可惜四十

くまの満ちて給ひて大殿は先さまのせ給ひし
れ必きもちりし可先立の事は無きも生
死のときくは順るものひ萬徳圓滿の世き十
地究竟の大地ありおちり給ひぬ事也慈悲
具足の山王利物の方便よりあり御心あり
るる也と不負

御輿振

考程は山門の大衆國司加賀守師高と流罪は被處
目代近藤判官師經と可被禁獄由奏内度におお
らふし御裁許無り日吉の祭礼と

留て安元三年四月十三日辰の一點より十禪師客人の
八王子三社の神輿を奉責て陣頭(奉振下松は
此堤賀茂の河原紀梅より)柳原東北院の邊に
大衆神人宮仕専當満て幾等よりありすと不
神輿神二條と西へ入せ給へ御神寶天子耀く日月地
よ落玉くおとろく依之源平西家の大將軍の方
の陣頭を堅りて大衆可防由被仰下平家より小
松内大臣左大将重盛公其勢三千餘騎少く大宮面
陽明待賢郁芳三つ門を堅給弟宗盛具盛重衡
伯父頼盛教盛經等も西南の陣を被固りて源

氏より大内守護の源三位頼政弼渡邊のよりさ
くを肯とて其勢僅よ三百余騎少の門縫殿の陣
を固給て廣一勢は少くは一間より見下り
る大衆依為無勢少の門ぬきの陣より神輿を
欲奉入頼政弼より入りて馬より下曹を脱て手水
より神輿を奉拜共共皆如共衆徒の中へ
使者をたて申送るもあつて渡邊長七
唱也唱其日ら本も人の直垂より小襦と黄より
る鎧さく赤銅作の太刀を帯白羽の箭負ひ滋
藤の戸服を扱て曹を脱て高紐懸神輿の御

系と入、讀煩ひ、頼政卿

赤山の神輿とて、櫻を衣とあり、
とて若歌と仕へ御感の預り程の優敷男の時、臨
て如何無情恥辱とて可與此神輿昇るや也と會
議し、神輿數千人の大衆自先陣後陣より、
尤も同く去りて神輿とて立進せし東の陣頭
待賢門より奉入り、
散り奉射十禪師の御輿少と矢とあり射立
し、神人宮仕射殺し衆徒多疵を蒙り、
焚天まゝに聞し堅牢地神とあり、
赤山の大衆神輿とて陣頭より奉振棄迄、
本山の歸
登り着人左少辨兼光の仰せし殿上あり候し、
議あり保安四年七月神輿入洛の時、
赤山社奉入又保延四年四月神輿入洛時、
別當の課し祇園の社奉入今度の保延の例あり、
赤山社奉入又保延四年四月神輿入洛時、
及て祇園の社奉入神輿の所立の箭とて神人志
て是とあり、
奉振事自永久以降治承の六ヶ度、
とて石とあり被防し、
神輿奉射事是始とあり、
兼

赤山の大衆神輿とて陣頭より奉振棄迄、
本山の歸
登り着人左少辨兼光の仰せし殿上あり候し、
議あり保安四年七月神輿入洛の時、
赤山社奉入又保延四年四月神輿入洛時、
別當の課し祇園の社奉入今度の保延の例あり、
赤山社奉入又保延四年四月神輿入洛時、
及て祇園の社奉入神輿の所立の箭とて神人志
て是とあり、
奉振事自永久以降治承の六ヶ度、
とて石とあり被防し、
神輿奉射事是始とあり、
兼

い霊神怒りともせし災害岐り満ちり怖り
そ人々申あつても

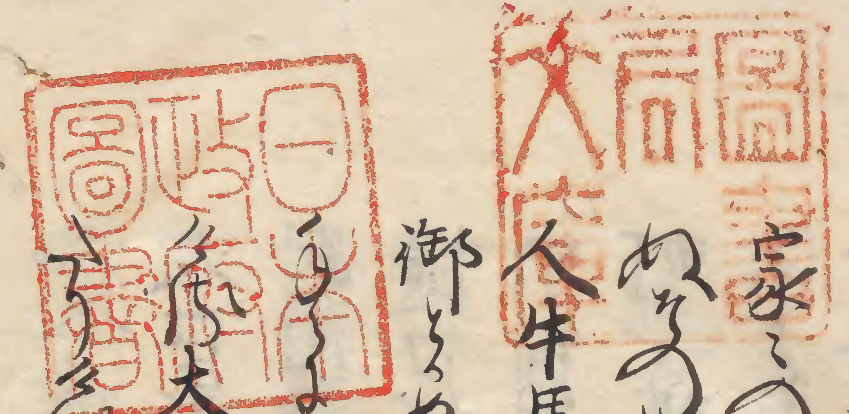
大内炎上

同十の日夜半山門の大衆又下洛しとて
夜中小主上要輿を召し院御所法住寺殿(行幸
中宮の御車小だてもの)行啓あり小松大臣直衣
の箭負て被供奉嫡子権亮少将維國東等よ平
胡録負て被参り関白殿と奉始太政大臣以下の
殿上人我もくと馳まじり凡京中の貴賤禁中の上下
噪き自事生便敷し神輿よ箭立り神宮

仕被射殺衆徒多く家病とて大宮二宮以下講堂
中堂都て諸堂一字も不残焼拂て山野よ可文由
三千一同の會議とて因茲大衆の所申可有御計
とて山門の上綱等子細を衆徒よ觸て登
山とて自西坂本谷追還し平大納言時忠
久の時ついで左衛門督よわたり上卿よ大講
堂の庭よ立三塔會合とて上卿を取て奪つんと
とて冠しりやりの力を擲て湖に沈りて會議
とける既よ見く時忠綿斬首とて候
衆徒の御中可有可申旨とて自懷小硯疊紙を取

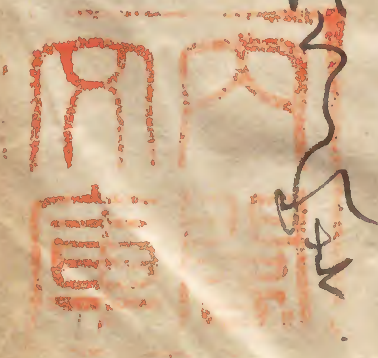
一筆書て大衆の中遣と是を披て具せし衆
徒の濫悪をいふ人の魔縁の所行也明玉の制上を
くすの善政の加護也とて被書る是と見てひ
内よおらう尤くと同とく谷く還り坊く入る
一紙一句と以三塔三千の憤と息公私つ恥とつ
内時忠とく遊とく人といふ門の衆徒の發向の喧
敷らうかと思へし理も存知とくうとて被感せ
内同四目花の院中納言忠親卿と上卿少く國司の
かともつたつ井は被關官尾張井戸田被流る目
代近藤判官師高^經被禁獄又十三日神輿奉射武士

六人被獄定左衛門尉藤原正能右衛門尉正季左衛門尉
大江家兼右衛門尉同家因左兵衛尉清原康家右兼
尉同康友是等ハ替小松殿の侍也同廿八日亥刻少
樋口富小路より火出来く辰巳の風烈吹く京
中おり焼より大も車輪つてゆるあつ三
町を隔て成亥のたぐしとて飛越焼けし怖
るも愚や或ハ具平親王の千種殿或ハ野天神の
紅梅殿橋邊勢のつと松久思殿高松殿鴨居殿東
三条冬嗣のおくの閑院殿昭宣公の堀川殿是始
り昔今の名所三十金箇所公卿の家より十六



所迄焼より其外殿上人諸大夫の家不及注果人
 内裏より吹つけく朱雀門より始て應田門會昌門大極
 殿豊樂院諸司八省の朝一時中より炎燼の地より
 家々の日記代々の文書七珍萬寶とも塵灰成
 めりあひひの費といふもや人の焼死事数百
 人牛馬の類はあつても是れを定よらむと云
 御よりて比睿山より大なる積り二三千物降り
 松火を燃て京中を焼とて人の夢をいふ
 大極殿の清和天皇の御宇貞觀十八より始て焼
 同十九年正月三日陽成院の御即位の豊

樂院よりあり元慶元年四月九日事始あり
 同日十月八日あり被造出る後冷泉院御宇夫喜
 五の二月廿六日又やまふり治暦の二月八月十日の事
 始有とても不被造出とて後冷泉院崩御あり
 後三条院御宇延久四年四月十五日造出とて文人詩
 と奉作伶人奏樂遷幸奉成今廿未はもて國乃
 ちも裏あり終り



平家卷第一終

